

湖北地域消防組合情報公開・個人情報保護審査会条例をここに公布する。

令和5年3月24日

湖北地域消防組合管理者 浅見 宣 義

湖北地域消防組合条例第2号

湖北地域消防組合情報公開・個人情報保護審査会条例

目次

第1章 総則（第1条）

第2章 設置及び組織（第2条―第6条）

第3章 審査会の調査審議の手續（第7条―第14条）

第4章 雑則（第15条、第16条）

附則

第1章 総則

（趣旨）

第1条 この条例は、湖北地域消防組合情報公開・個人情報保護審査会の設置及び組織並びに調査審議等の手續等について定めるものとする。

第2章 設置及び組織

（設置）

第2条 次に掲げる事務を行うため、湖北地域消防組合情報公開・個人情報保護審査会（以下「審査会」という。）を置く。

（1）湖北地域消防組合情報公開条例（平成18年湖北地域消防組合条例第37号。以下「情報公開条例」という。）第15条第1項の規定による諮問に応じ、審査請求について調査審議すること。

（2）個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「法」という。）第105条第3項において準用する同条第1項の規定による諮問に応じ、審査請求について調査審議すること。

（3）湖北地域消防組合個人情報の保護に関する法律施行条例（令和5年湖北地域消防組合条例第1号）第11条の規定による諮問に応じ、調査審議すること。

（4）湖北地域消防組合議会の個人情報の保護に関する条例（令和5年湖北地域消防組合条例第5号。以下「議会の個人情報保護条例」という。）第45条の規定による諮問に応じ、審査請求について調査審議すること。

2 審査会は、前項に規定する調査審議を行うほか、次に掲げる事項について、実施機関に意見を述べることができる。

（1）情報公開制度の運営に関する事項

（2）個人情報の適正な取扱いを確保するために必要な事項

（組織）

第3条 審査会は、委員5人以内をもって組織する。

(委員)

第4条 委員は、学識経験を有する者その他管理者が適当と認める者のうちから管理者が委嘱する。この場合において、管理者は、委員の性別構成は男女いずれも委員の総数の10分の4以上とすることに努めるものとする。

2 委員の任期は2年とし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。ただし、再任を妨げない。

3 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(会長)

第5条 審査会に会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、審査会を代表する。

3 会長に事故があるとき、又は欠けたときは、あらかじめ会長の指名する委員がその職務を代理する。

(庶務)

第6条 審査会の庶務は、事務局管理課において処理する。

第3章 審査会の調査審議の手續

(定義)

第7条 この章において、次の各項に掲げる用語の意義は、当該各項に定めるところによる。

2 諮問実施機関とは、次に掲げる者をいう。

(1) 情報公開条例第15条第1項の規定により審査会に諮問をした実施機関

(2) 法第105条第3項において準用する同条第1項の規定により審査会に諮問をした実施機関

(3) 議会の個人情報保護条例第45条第1項の規定により審査会に諮問をした実施機関

3 公文書とは、情報公開条例第11条第1項に規定する公開決定等に係る公文書（情報公開条例第2条第2号に規定する公文書をいう。）をいう。

4 保有個人情報とは、法第78条第1項第4号、第94条第1項又は第102条第1項及び議会の個人情報保護条例第20条第1項第5号ア、第35条第1項又は第42条第1項に規定する開示決定等、訂正決定等又は利用停止決定等に係る保有個人情報（法第60条第1項及び議会の個人情報保護条例第2条第5項に規定する保有個人情報をいう。）をいう。

(審査会の調査権限)

第8条 審査会は、第2条各号に規定する調査審議を行うため必要があると認めるときは、諮問実施機関に対し、公文書又は保有個人情報の提示を求めることができる。この場合においては、何人も、審査会に対し、その提示された公文書又は保有個人情報の開示を求めることができない。

2 諮問実施機関は、審査会から前項の規定による求めがあったときは、これを拒んではならない。

3 審査会は、必要があると認めるときは、諮問実施機関に対し、公文書に記録されている情報又は保有個人情報に含まれている情報の内容を審査会の指定する方法により分類又は整理した資料を作成し、審査会に提出するよう求めることができる。

4 第1項及び前項に定めるもののほか、審査会は、審査請求に係る事件に関し、審査請求人、参加人（行政不服審査法（平成26年法律第68号）第13条第4項に規定する参加人をいう。次条第2項及び第14条において同じ。）又は諮問実施機関（以下「審査請求人等」という。）に意見書又は資料の提出を求めること、適当と認める者にその知っている事実を陳述させ又は鑑定を求めることその他必要な調査をすることができる。

（意見の陳述）

第9条 審査会は、審査請求人等から申立てがあったときは、当該審査請求人等に、口頭で意見を述べる機会を与えなければならない。ただし、審査会が、その必要性がないと認めるときは、この限りでない。

2 前項本文の場合において、審査請求人又は参加人は、審査会の許可を得て、補佐人とともに出頭することができる。

（意見書等の提出）

第10条 審査請求人等は、審査会に対し、意見書又は資料を提出することができる。ただし、審査会が意見書又は資料を提出すべき相当の期間を定めたときは、その期間内にこれを提出しなければならない。

（委員による調査手続）

第11条 審査会は、必要があると認めるときは、その指名する委員に、第8条第1項の規定により提示された公文書若しくは保有個人情報を閲覧させ、同条第4項の規定による調査をさせ、又は第9条第1項本文の規定による審査請求人等の意見の陳述を聴かせることができる。

（提出資料等の写しの送付等）

第12条 審査会は、第8条第3項若しくは第4項若しくは第10条の規定による意見書若しくは資料の提出又は法第106条第2項の規定により読み替えて適用される行政不服審査法第81条第3項において準用する同法第74条若しくは同項において準用する同法第76条の規定による主張書面若しくは資料の提出があったときは、これらの資料、意見書又は主張書面の写し（電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識できない方式で作られた記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下この項及び次項において同じ。）にあつては、当該電磁的記録に記録された事項を記載した書面）を当該資料を提出した審査請求人等以外の審査請求人等に送付するものとする。ただし、第三者の利益を害するおそれがあると認められるとき、その他正当な理由があるときは、この限りでない。

2 審査請求人等は、審査会に対し、審査会に提出された資料、意見書又は主張書面（電磁的記録にあつては、記録された事項を審査会が定める方法により表示したもの）の閲覧を求めることができる。この場合において、審査会は、第三者の利益を害するおそれがあると認めるとき、その他正当な理由があるときでなければ、その閲覧を拒むことができない。

3 審査会は、第1項の規定による送付をし、又は前項の規定による閲覧をさせようとするときは、当該送付又は閲覧に係る資料、意見書又は主張書面を提出した審査請求人等の意見を聴かなければならない。ただし、審査会が、その必要がないと認めるときは、この限りでない。

4 審査会は、第2項の規定による閲覧について、日時及び場所を指定することができる。
(調査審議手続の非公開)

第13条 審査会の行う調査審議の手続は、公開しない。

(答申書の送付等)

第14条 審査会は、諮問に対する答申をしたときは、答申書の写しを審査請求人及び参加人に送付するとともに、答申の内容を公表するものとする。

第4章 雑則

(委任)

第15条 この条例に定めるもののほか、審査会に関し必要な事項は、規則で定める。

(罰則)

第16条 第4条第3項の規定に違反して秘密を漏らした者は、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

(湖北地域消防組合情報公開条例の一部改正)

第2条 湖北地域消防組合情報公開条例（平成18年湖北地域消防組合条例第37号）の一部を次のように改正する。

目次中、

「第3章 審査請求（第14条の2—第24条）

第4章 情報提供（第25条・第26条）

第5章 雑則（第27条—第31条）

第6章 罰則（第32条）」

を

「第3章 審査請求（第14条の2—第17条）

第4章 情報提供（第18条・第19条）

第5章 雑則（第20条—第24条）」

に改める。

第15条の見出し中「審査会」を「湖北地域消防組合情報公開・個人情報保護審査会」に改め、同条第1項中「湖北地域消防組合情報公開審査会」を「湖北地域消防組合情報公開・個人情報保護審査会条例第2条第1項に規定する湖北地域消防組合情報公開・個人情報保護審査会」に改める。

第16条中「（以下「諮問実施機関」という。）」を削る。

第18条から第24条までを削り、第25条を第18条とし、第26条から第31条までを6条ずつ繰り上げる。

第6章を削る。

(湖北地域消防組合情報公開条例の改正及び湖北地域消防組合個人情報保護条例の廃止に伴う経過措置)

- 第3条 この条例の施行の際現に前条の規定による改正前の湖北地域消防組合情報公開条例（以下「旧情報公開条例」という。）第18条に規定する湖北地域消防組合情報公開審査会（以下「旧情報公開審査会」という。）の委員である者は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）に第4条第1項の規定により、審査会の委員として委嘱されたものとみなす。この場合において、委嘱されたものとみなされる者の任期は、旧情報公開審査会の委員としての任期の残任期間とする。
- 2 旧情報公開審査会又は湖北地域消防組合個人情報の保護に関する法律施行条例附則第2条の規定による廃止前の湖北地域消防組合個人情報保護条例（平成18年湖北地域消防組合条例第38号。以下「旧個人情報保護条例」という。）第32条に規定する湖北地域消防組合個人情報保護審査会（以下これらを「旧審査会」という。）にされた諮問（この条例の施行の際現にこれに係る調査審議を継続しているものに限る。）は、施行日において審査会に諮問されたものとみなす。この場合において、旧審査会により施行日前に行われた調査審議は、この条例の定めるところにより、審査会により行われたものとみなす。
- 3 この条例の施行の際現に旧審査会の委員である者又はこの条例の施行前において旧審査会の委員であった者に係る旧情報公開条例第18条第5項及び旧個人情報保護条例第32条第5項の規定による職務上知り得た秘密を漏らしてはならない義務については、なお従前の例による。
- 4 この条例の施行前にした行為及び前項の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの条例の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。